

平成31年第1回鬼北町議会定例会

平成31年3月25日（月曜日）

○議事日程

平成31年3月25日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第18号 平成31年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第19号 平成31年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第20号 平成31年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第21号 平成31年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第22号 平成31年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第8 議案第23号 平成31年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第24号 平成31年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第25号 平成31年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第26号 平成31年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第27号 平成31年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算について
- 日程第13 議案第28号 平成31年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第29号 平成31年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第15 議案第30号 鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 18 号 平成 31 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 19 号 平成 31 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 20 号 平成 31 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 21 号 平成 31 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 22 号 平成 31 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 23 号 平成 31 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 24 号 平成 31 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 25 号 平成 31 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 26 号 平成 31 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 27 号 平成 31 年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 28 号 平成 31 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 29 号 平成 31 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 15 議案第 30 号 鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 高 橋 聖 子 | 2 番 | 中 山 定 則 |
| 3 番 | 末 廣 啓 | 4 番 | 山 本 博 士 |
| 5 番 | 赤 松 俊 二 | 6 番 | 松 下 純 次 |
| 7 番 | 芝 照 雄 | 8 番 | 渡 邊 眞 次 |
| 9 番 | 福 原 良 夫 | 10 番 | 松 浦 司 |

11番 山崎 保

12番 程内 覺

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 谷口浩司 書記 山本万里

○説明のため出席した者

町 長 兵頭 誠 亀	副 町 長 井上 建 司
総務財政課長 佐竹 誠	企画振興課長 二宮 浩
町民生活課長 古谷 忠 志	保健介護課長 伊野 清 昭
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
農林課長 松本 秀 治	日吉支所長 那須 周 造
環境保全課長 高田 達 也	会計管理者 清家 健 二
教 育 長 筒井 亀	教 育 課 長 渡 邊 甫
農業委員会会長 川平 定 計	農業委員会事務局長 松本 秀 治
選挙管理委員会委員長 谷口 清 美	監 査 委 員 長 上 甲 康 夫

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、11番、山崎保議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

平成31年度鬼北町土地開発公社予算書を配付しております。これは3月19日の理事会において承認を受けたものです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前9時01分

再開 午前9時29分

○議長（程内 覺君）

これにて全員協議会を閉会し、休憩前に続き会議を開きます。

日程第3、議案第18号、平成31年度鬼北町一般会計予算についてを議題とします。

本案に関し、総務産業建設常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務産業建設常任委員会委員長（松下純次君）

去る平成31年3月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託を受けました議案第18号、平成31年度鬼北町一般会計予算について、3月12日、13日に各常任委員会を招集し、委員出席のもと、町長、副町長、鬼北町会計管理者、総務財政課長及び担当課長等の出席を求め、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議案第18号、平成31年度鬼北町一般会計予算については、総務産業建設常任委員会に一括付託を受け、歳出予算のうち厚生文教常任委員会の所管部分は、厚生文教常任委員会に予備審査をお願いし、その他の部分については、総務産業建設常任委員会において審査を行い、審査の内容は、全員協議会で報告したとおりです。

2款、1項、11目、生活交通路線対策についてただしたところ、三島地区、愛治地区、近永地区、牛野川出目地区の谷喜来の方に対してアンケートを実施したので、その結果により交通弱者対策を講じていく予定との答弁でした。

次に、高齢化によって農道、水路などの維持管理ができないので、委託できないかただしたところ、現在、農林公社のほうで一部水路の土砂上げ等を行っているので、農道や水路等の農業施設維持管理、草刈りについて、受託できるよう協議したいとの答弁でした。

次に、2款、11項、1目、プレミアム付商品券の関係予算をただしたところ、事業費及び事務費ともに、国の全額補助であり、商品券の販売対象者は、2019年度住民税非課税者で一部を除く者及び3歳未満の子が属する世帯の世帯主となっており、商品券の使用期間については、2019年10月から2020年3月までを予定しているとの答弁でした。

歳入予算全般、給与費明細等に関しては、必要に応じ質疑・討論を行いました、特に異議はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

総務産業建設常任委員会委員長、松下純次。

訂正します。プレミアム商品券のところ、3款、1項、1目でした。訂正します。

もう一つ訂正します。高齢者によって農道、水路などの維持管理ができないので、

委託できないかただしたところ、現在、農林公社のほうで一部水路の土砂上げ等を行っているので、農道や水路等の農業施設の維持管理、草刈り等について、委託できるよう協議したいとの答弁でした。ここの農業公社のところを訂正いたします。どうも済みませんでした。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時37分

○議長（程内 覺君）

休憩前に続き会議を開きます。

ただいま、委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

日程第3、議案第18号、平成31年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第19号、平成31年度鬼北町用品調達特別会計予算についてから、日程第14、議案第29号、平成31年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上11件を一括議題とします。

これから審査の結果について、各常任委員会委員長から報告を求めます。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長から報告を求めます。

○総務産業建設常任委員会委員長（松下純次君）

議案第19号、平成31年度鬼北町用品調達特別会計予算、議案第20号、平成31年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第27号、平成31年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算、以上3件についての審査結果を報告します。

去る3月12日、総務産業建設常任委員会を招集し、全委員出席のもと、町長、副町長、会計管理者、総務財政課長及び関係各課長等の出席を求め、会計ごとに詳細な説明を受け、慎重に審査を行いましたので、その主な質疑の内容についてを報告します。

住宅新築資金等貸付事業未納金についてただしたところ、2月28日現在で13人が滞納し、未納額が2,643万1,007円となっているとの答弁でした。

その他、必要に応じ質疑・討論を行いました。特に異議はなく、議案第19号、議案第20号、議案第27号、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

総務産業建設常任委員会委員長、松下純次。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから総務産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑・討論一括して行います。質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑・討論なしと認めます。

続いて、厚生文教常任委員会委員長から報告を求めます。

○厚生文教常任委員会委員長（渡邊眞次君）

厚生文教常任委員会に付託を受けました、議案第21号、平成31年度鬼北町国民健康保険特別会計予算から議案第26号、平成31年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算、議案第28号、平成31年度鬼北町水道事業会計予算、議案第29号、平成31年度鬼北町病院事業会計予算、以上8件について審査を行いましたので、そ

の経過と結果を報告します。

去る3月13日、厚生文教常任委員会を招集し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、総務財政課長及び各担当課長の出席を求め、会計ごとに詳細な説明を受け、慎重に審査を行いましたので、その主な質疑の内容について報告します。

診療所のトイレ改修についてただしたところ、なるべく早く改修したいとの答弁でした。

次に、水道管の耐震化率と今後の耐震化の計画についてただしたところ、町内全ての水道管等の距離について234.48キロメートルで、そのうち耐震適合のある管が37.88キロメートル、耐震化率は16.15%、今後の耐震化については、国の補助を利用して随時更新していきたいとの答弁でした。

その他必要に応じ、質疑・討論を行いました。採決の結果、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会委員長、渡邊眞次。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから厚生文教常任委員会委員長報告に対し、質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑・討論なしと認めます。

日程第4、議案第19号、平成31年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号、平成31年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第21号、平成31年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第22号、平成31年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、平成31年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第24号、平成31年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号、平成31年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第26号、平成31年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第27号、平成31年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第28号、平成31年度鬼北町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第29号、平成31年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第30号、鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第30号、鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成31年4月1日から鬼北総合公園が鬼北町に移管されることに伴い、鬼北町と鬼北町スポーツ協会とが指定管理契約を締結し、施設の管理運営を鬼北町スポーツ協会が行うこととなります。

これを受けて、鬼北総合公園に新たに支所を設けて、平日の夜間及び日曜日において、住民票等の発行事務などを行う行政サービスの拡充を展開するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第30号、鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

現在、鬼北総合公園は、平成31年4月1日から、宇和島地区広域事務組合から鬼北町に移管されることとなっております。これを契機に、他市町の一部の市町でも実施しています、時間外での住民票の発行等のサービスができないか検討をしてみました。

当町におきましては、他市町のようにコンビニエンスストアなどを利用したサービスを展開することは、予算的な面も考慮して、現段階では容易ではないと考えております。

そこで、住民票の発行などを平日の夕方から夜間及び日曜日の終日に住民サービスを行えるよう考えております。また、日中につきましては、申請書などの交付をあわせて考えております。

このサービスを展開する際に、一番留意する点につきましては、個人情報の漏えい

とならないよう、情報管理を徹底することであります。手探り状態でのスタートになることも考えられますけれど、高額な予算を投資しないで行える住民サービスの向上が図れるようにいたしたく、鬼北総合公園に支所を設置するものであり、鬼北町支所設置条例の一部を改正するものであります。

お手元の別紙の新旧対照表をご覧ください。

左の現行を、右の改正後案のように改めるものであります。

改正内容につきましては、支所を鬼北総合公園町民プラザとし、位置は鬼北町大字永野市1290番地1、所管区域は町内全域とするものであります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

鬼北総合公園町民プラザの職員体制と勤務時間について、詳しく説明をお願いします。それと指定管理者との関係について質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から説明させます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

職員体制につきましてですが、鬼北総合公園のほうでは、教育委員会の職員を2人配置をする予定にしております。それから、日曜日に発行を予定を考えています町民生活課関係の戸籍の発行であるとか、そういったものに対応するために、町民生活課のほうから、日曜日のほうについては、出勤をしていただく体制をとりたいなというふうに考えております。

なお、勤務時間につきましては、平常のこれまでどおりの8時30分から17時15分というのが基本的な考え方であります。

それから、指定管理者との関係につきましては、住民サービスを発行する際に、住民票等のサービスを希望する方が、事前に役場のほうにまず申し込みをされて、それを受けて、夕方以降については、職員ではなくて、指定管理者のほうにその書類等を渡して、その管理を行っていただいて、それを交付をするというふうなことで考えて

おります。

なお、こちらについては、十分な情報管理を行う必要がありますので、そちらについては、きちんとした取り扱いを定めて対応をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

今ほど職員体制、教育委員会の職員2名と言われたんですが、この支所設置条例における鬼北総合公園町民プラザの職員に教育委員会職員2名が配置されるということではないんですかね。再度確認いたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの件につきましては、基本的に支所を設置することによって、通常のほかの支所と同様な考え方で、例えば町外のほうから来られた方については、そちらのほうに訪れた際に、いろんな形での案内をさせていただいたりとか、そういう一般的なところについても、教育課のほうについては、対応をお願いするというふうに考えております。

それから、職員については、教育課以外でこちらの管轄としましては、支所長については、総務財政課長が兼務するべきだろうということで考えておりますので、支所長については、そういう形で対応するようなことで考えております。

以上であります。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

今言われたんですが、支所に支所長を置く。支所長は総務財政課長が兼務、住民サービスのために鬼北総合公園町民プラザを設置するのであれば、支所長兼任であるのか、再度確認します。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ前の御質問の教育委員会の部分、それから町民プラザの支所長が兼務なのかという話、まとめてなんですけども、一番のメリットとしては、鬼北町に施設が返ってきたといいますか、ものになるというところで、今まで以上のサービスができないかというところの考慮から出てきた案でありまして、支所長が兼務であるかどうかというふうな内容というよりは、そのサービスを展開することについての重みというもの

を考えていただきたいなど私は思っております。

実情につきましては、総務財政課長が兼務ということでありまして、教育委員会のスタッフというところについては、鬼北総合公園が今まで十数年間あそこでやってきた実績というものを、町民にいかにかこれまで以上にPR、また実績をこれまで以上に伸ばすかということについて、プラスアルファで総合公園体育館、また公園そのものの維持管理というものについて、行政の社会体育、それからスポーツ協会の技術指導、そこらあたりをミックスしたところで、総合的に町民プラザ、または総合公園のほうで経営・運営していきたいというふうなところからの思いでありまして、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

了承ですか。

中山議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、鬼北町議会会議規則第55条2、ただし書きの規定により発言を許可します。

○2番（中山定則君）

支所設置条例で支所に支所長を置く。兼務ということは再確認したら兼務ということですが、教育委員会の職員には、分掌事務でというか、教育委員会職員が支所の職員に、これも兼務ということであるか、最後に質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの教育委員会の職員の兼務についてですけれども、2名の配置ということで、先ほど説明をさせていただきました。2名につきましても、兼務の辞令を交付するよな予定で考えております。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、鬼北町支所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長及び厚生文教常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問にかかわる事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

平成31年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました条例の制定1件、条例の一部改正3件、計画の変更1件、指定管理者の指定1件、平成30年度補正予算12件、平成31年度当初予算12件につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、広報きほく4月号で紹介されておりましたが、全国町村議会議長会から松浦司議員に自治功労者表彰が送られました。

長年の御努力に対し、町民を代表し敬意を表しますとともに、今後とも住民福祉の向上、地域振興のために、なお一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また先月、愛媛県政発足記念式典において、前町長の甲岡秀文さん、水産技術者の浅野純一さん、2名が県知事表彰を受賞されました。これまでの御努力に対し、敬意を表し、心からお喜び申し上げる次第でございます。

このように多くの方々の御努力・御活躍で鬼北町のまちづくりが築かれていることを実感するところであります。

間もなく平成31年度がスタートいたします。

今回の定例会において、議決をいただきました予算に基づきまして、今後一つひとつの事務事業を具現化していくこととなりますが、議員の皆様の貴重な御意見等を踏まえまして、町民の皆様の負託に応えるべく、最善を尽くす所存でありますので、今後とも、引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成31年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(程内 覺君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

（午前 10時11分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長 程内 覺

鬼北町議会議員（10番） 松浦 司

鬼北町議会議員（11番） 山崎 保